

札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第55号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第3号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。
- (2) 第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、本市の一般職非常勤職員における育児休業及び部分休業に係る取得要件のうち在職期間に係る要件を廃止するため、本案を提出する。